

第4回 「(仮称) 長浜市手話言語条例」を検討する懇談会 会議概要

日 時：令和4年8月19日(金) 10:00～11:38

場 所：長浜市役所1階 多目的ルーム1

出席者：【委員】志藤委員(座長)、松本委員(副座長)、前田委員、新村委員、
澤委員、山田委員

【健康福祉部】鶴飼部長、宮川次長

【しょうがい福祉課(事務局)】中上、真壁、松田

欠席者：石川委員

1 開会(挨拶)

長浜市健康福祉部長から開会の挨拶があった。

2 議題

(1) 会議の公開について

原則通り公開することに決定された。

(2) 素案について

資料1により事務局から説明があった。

議題(2)について、委員からの主な意見等は次のとおり。

(座長)

第3条の獲得及び習得という文言の整理について、他の条文との整合性や獲得に関する施策が聾話学校(県立)という考え方の説明がありました。しかし、市立学校の難聴学級は市の施策ですし、条例の趣旨となる手話への理解の促進や普及、手話を使用しやすい環境の整備という点では、対象は広く市民、またその生活環境となります。今後の施策を考えると、市の条例としては、手話を獲得する環境や習得する機会の整備に関する内容や、教育委員会に働きかけができる内容も含めて、条文を整えておいた方がよいのではないかと思います。

(委員)

近年は、人工内耳等の性能向上もあり、しょうがい認識がなく、聾話学校に通わず、地域で過ごされる聴覚しょうがい児も増えています。そうした場合、手話に縁がないケースも考えられます。手話だけでなく情報機器の活用も必要な時代になってきているのかもしれませんが、いずれにせよ、市町の学校が、聾話学校等関係機関の支援を受けて、聴覚しょうがい児に対する教育を行うケースの増加が考えられますので、どのように育てていくのか、しっかりと方向性を持たれた方がよいのでは

ないかと思えます。

(事務局)

現状、学校側の実態について、詳細には把握できていません。条例の制定を契機として、実態やこれからできることの確認、取り組みへの働きかけなど、連携を図っていく必要性を感じています。

また、獲得や習得に関する文言については、全般的に教育分野、学校という場で手話を学ぶというようなイメージにとらわれ過ぎており、日常的な生活環境の影響といった視点に欠けていたと思えます。

(座長)

条例の趣旨である、手話への理解の促進や普及、手話を使用しやすい環境の整備と、手話の獲得及び習得との関連性やここまでの意見を踏まえると、以前の内容では、第3条の本文にその旨が書かれていたので、修正前に戻した方がよいかと思えます。

(事務局)

ご意見を踏まえ、第3条は以前の内容に戻したいと思えます。

(座長)

第6条の中で、施策の推進方針は長浜市しょうがい福祉プランと調和が保たれたものでなければならないとありますが、しょうがい福祉プランに限らず、市の施策全般に関連するものとして、よい表現がないかなと思えます。具体的に個別プランを書くことで、他の部分とのバランスもあって、しょうがい福祉分野に範囲を限定するような印象を受けてしまいました。

(事務局)

他の計画や施策と整合性をとるのは、言わば当然のことですので、条文化する必要性を再度検討します。必要性がなければ削除し、必要性がある場合は、範囲を矮小化するような印象とならない表現に修正します。

(委員)

前回、意見があった、盲ろう者やろう児に関する内容については、他自治体でも内容に含まれていない条例が多いため、修正しないと説明がありました。確かに全体としては少ないと思えますが、2018年に全日本ろうあ連盟が手話言語法案の修正案を公表してからは、盲ろう者やろう児を含めた条例が増えているのではないかと思えます。

(座長)

実際のところ、盲ろう者やろう児に関する内容を、今の案から修正して正確に網羅しようとする、かなり大がかりな修正になると思えます。例えば、盲ろう者は触手話を使用されたりしますが、そうした内容を含めていくと、どこまでの広がりになるかわかりません。ですので、他自治体でも第2条の定義の中で、ろう者に盲

ろう者やろう児を含めて整理されていると思います。

もちろん、条文としての整理の話であって、それぞれの特有の課題に対しては、今後取り組みが必要となってくると思います。

(事務局)

第2条の定義において、ろう者の中に盲ろう者とろう児を含める内容として、条文を整理します。

(3) 施策の推進方針(案)について

資料2により事務局から説明があった。

議題(3)について、委員からの主な意見等は次のとおり。

(委員)

新生児に聴覚しょうがいがあった場合、医療機関は人工内耳という処置が前提の対応となるのではないかという懸念があります。というのも、医療機関は手話を教える場所ではないからです。手話を含めた選択肢を把握したうえで、当事者家族が判断できるよう、情報提供の場を市が主体となって構築してほしいと思います。

(座長)

現状、医療機関によって差はあるものの、厚生労働省からの指導や医療機関同士の連携などもあって、情報提供の部分も含めて環境が整備されてきていると感じています。また、周産期の広域的な話となってしまうと、市の手話言語条例の施策の中にどこまで落とし込むことができるか、少し難しい部分もあると感じます。

重要なのは、医療、福祉、教育などの各分野の連携により、困っている方を適切な支援につなぐことができる環境づくり、困ったときにどこに相談していいかわからない、ということがないようにしていくことだと思います。

(委員)

内容的には、しょうがい福祉プランに記載する内容なのかなと思います。手話に関する施策というより、その前段という印象を受けます。この条例には、手話を選択した場合にも、しっかりとコミュニケーションを取れるように、どういった施策を推進していくのか、という部分にかかってくるのかなと思います。

(4) 今後のスケジュールについて

資料3により事務局から説明があった。

3 閉会(連絡事項の伝達、挨拶)

事務局から連絡事項の伝達

・本日いただいた意見をもとに、再度修正案を作成し、追って送付させていただきます。

きます。問題なければ、速やかに案を確定し、パブリックコメントへ準備を進めていきます。

- ・次回の会議では、パブリックコメントの意見を踏まえた条例の修正案や、引き続き、施策の推進方針の案などに対するご意見をうかがいたいと思います。

長浜市健康福祉部次長から閉会の挨拶があった。